

# 那覇市母子・父子福祉センター指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市こどもみらい部子育て応援課が所管する那覇市母子・父子福祉センターについては、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があり、令和7年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

## 記

### 1 施設の概要

- (1) 名 称：那覇市母子・父子福祉センター
- (2) 所 在 地：那覇市金城3丁目5番地4
- (3) 設置目的：母子家庭等に対して各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等、母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする。

### 2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称：公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
- (2) 代 表 者：会長 仲盛 光子
- (3) 所 在 地：那覇市金城3丁目5番地4

### 3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

### 4 選定の経緯

- (1) 公募
  - ア 募集期間 令和7年9月1日(月)～9月25日(木)
  - イ 応募団体数 1団体
- (2) 審査方法
  - ア 選定委員会
    - a 選定機関の名称 那覇市こども政策審議会  
(那覇市児童館等指定管理予定候補者選定部会)
    - b 選定委員会の委員（委員5人中、4人出席）
      - 会長 横江 崇（沖縄弁護士会 弁護士）
      - 委員 伊波 就子（那覇市子ども会育成連絡協議会 研修員）
      - 委員 知花 剛（那覇市PTA連合会 会長）
      - 委員 宮国 幸子（特定非営利活動法人おきなわCAPセンター 副代表）

- イ 選定委員会日時 令和7年10月27日（月）午後1時半から午後4時まで
- ウ 選定基準
- a 市民の平等な利用が確保できること。
  - b 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に發揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
  - c 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

エ 選定評価採点表

審査項目		配点	
I 施設の運営に関する項目	施設の目的と事業計画の整合性	20	60
	サービス向上について	5	
	事業の安定的な実施について	10	
	事業運営に必要な人員の配置について	25	
II 施設の維持管理に関する項目	施設維持管理について	5	20
	危機管理について	5	
	個人情報の保護について	5	
	住民の平等利用の考え方について	5	
III 施設の効用の最大化に関する項目	施設の利用促進	10	10
合計			90
総得点 (90点×4名)			360
最低基準点 (総得点の6割)			216

オ 選定結果

提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションに対して行った審査の結果、全委員の採点結果の合計が満点の6割を超えており、那覇市母子・父子福祉センター指定管理予定候補者にふさわしい候補者であることを全会一致で確認し、決定した。

評価団体：公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会

	審査項目(得点/満点)			合計点	平均点 (合計点/委員4人)
	I	II	III		
採点	169	54	28	251	62.75点/90点
満点	240	80	40	360	-

力 選定理由

- a 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの評価において合否判定基準を満たしていること。
- b 審査対象が1者であり、各委員の合意があったこと。

上記の結果、「公益社団法人 那霸市母子寡婦福祉会」を指定管理予定候補者として選定しました。